

船橋市財政健全化プラン(改定版)

平成17年度～21年度

船 橋 市

平成18年3月

はじめに

船橋市では、厳しい財政状況のもとで将来にわたって安定した市民サービスを提供できる体制をつくるために、平成15年秋に「財政健全化プラン」を策定しました。プランに基づいて平成16、17年度に市政全般にわたる行財政改革に取り組み、職員数の削減をはじめ各分野の事務事業の見直し等により、一定の成果をあげることができました。

しかしながら社会は大きく変化を続けており、従来からの課題である少子・高齢化への対応などに加えて、地方自治体として取り組むべき新たな行政課題が生じています。こうした中で、今後も様々な市民ニーズに対応しながら船橋市の将来に向けた取り組みを続けるためには、よりしっかりとした財政基盤を確立することが不可欠であり、引き続き行財政改革を進める必要があります。

こうしたことから、今回、当初策定したプランに検討を加えることとし、行財政改革審議会での審議やパブリックコメントを頂きながら、計画年度を平成21年度まで2ヵ年延長した改定版を策定いたしました。

市では、今後のまちづくりのあり方として「市民との協働」を重要な柱の一つに据えましたが、行財政改革も市民の皆様と一体となった取り組みが欠かせません。

今後も情報公開を徹底しながら、市民生活に最も密着した存在である市政を、より効率的に安定して運営できるよう行財政改革に取り組んでまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成18年3月

船橋市長 藤代孝七

目次

1	船橋市の財政状況について	1
(1)	最近の収支状況の推移(一般会計)	1
(2)	最近の経常収支比率の推移(普通会計)	2
(3)	最近の公債費負担比率の推移(普通会計)	3
(4)	最近の財源調整基金の推移	3
(5)	最近の地方債等の年度末残高の推移(一般会計)	5
(6)	市税と義務的経費・投資的経費の推移	6
2	船橋市の中期的な財政見通しについて	8
3	財政健全化プランの改定について	10
(1)	現在の行政改革への取組	10
(2)	財政健全化プラン改定の趣旨	10
4	財政健全化プラン推進項目について	11
(1)	定員の適正化について	11
(2)	委託の推進について(指定管理者制度の活用を含む)	12
(3)	給与の適正化について	12
(4)	公営企業・特別会計・外郭団体のあり方について	13
(5)	受益者負担の適正化について	15
(6)	全般的な事務事業の見直しについて	15
(7)	市税等の確保について	15
(8)	扶助費の見直しについて	16
5	プランの推進にあたって	17
(1)	財政の健全化について	17
(2)	事務事業の見直しや民間委託等の推進を図るスキームの策定	17
	財政健全化プラン(改定版)推進細目	18
	経費節減の累積財政効果額(試算)	23

1 船橋市の財政状況について

(1) 最近の収支状況の推移 (一般会計)

本市の最新の決算である平成16年度一般会計決算では、約32億円の実質収支の黒字を確保しているが、約20億円の財源対策(財源調整基金の取り崩し等)、約75億円の赤字補てん債(臨時財政対策債・減税補てん債)による借り入れを行った結果であり、決して楽観できる状況ではない。

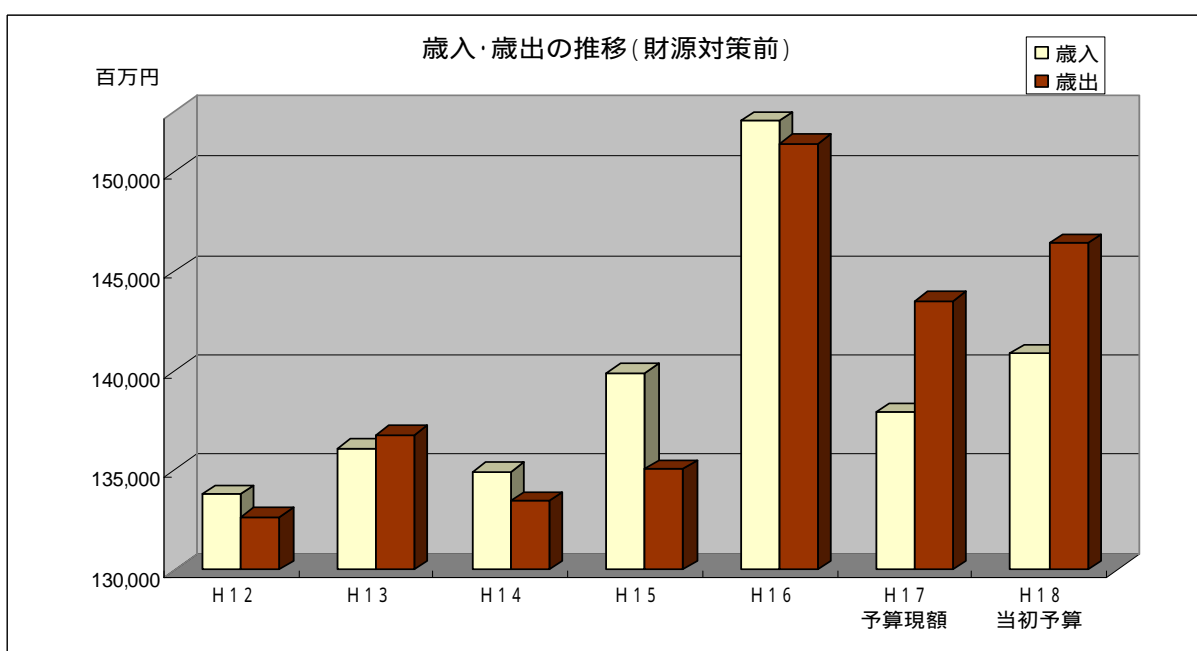
平成18年度の一般会計予算においても、財源対策による約55億円、赤字補てん債発行による約53億円を歳入として見込まざるを得ない状況であり、依然として厳しい状況にある。

(単位:百万円)

	H12	H13	H14	H15	H16	H17 予算現額	H18 当初予算
歳入	134,755	139,137	137,192	140,583	155,136	143,529	146,400
歳出	132,668	136,779	133,470	135,045	151,405	143,529	146,400
形式収支	2,087	2,358	3,722	5,538	3,731	0	0
繰り越すべき財源	953	813	691	343	533	0	0
実質収支	1,134	1,545	3,031	5,195	3,198	0	0
うち財源対策分	0	2,200	1,570	333	2,030	5,599	5,520
財源対策前の実質収支	1,134	655	1,461	4,862	1,168	5,599	5,520

(参考)

臨時財政対策債		2,074	4,437	8,306	5,942	4,573	4,129
減税補てん債	1,258	1,292	1,267	1,486	1,601	1,233	1,156



(2) 最近の経常収支比率の推移 (普通会計)

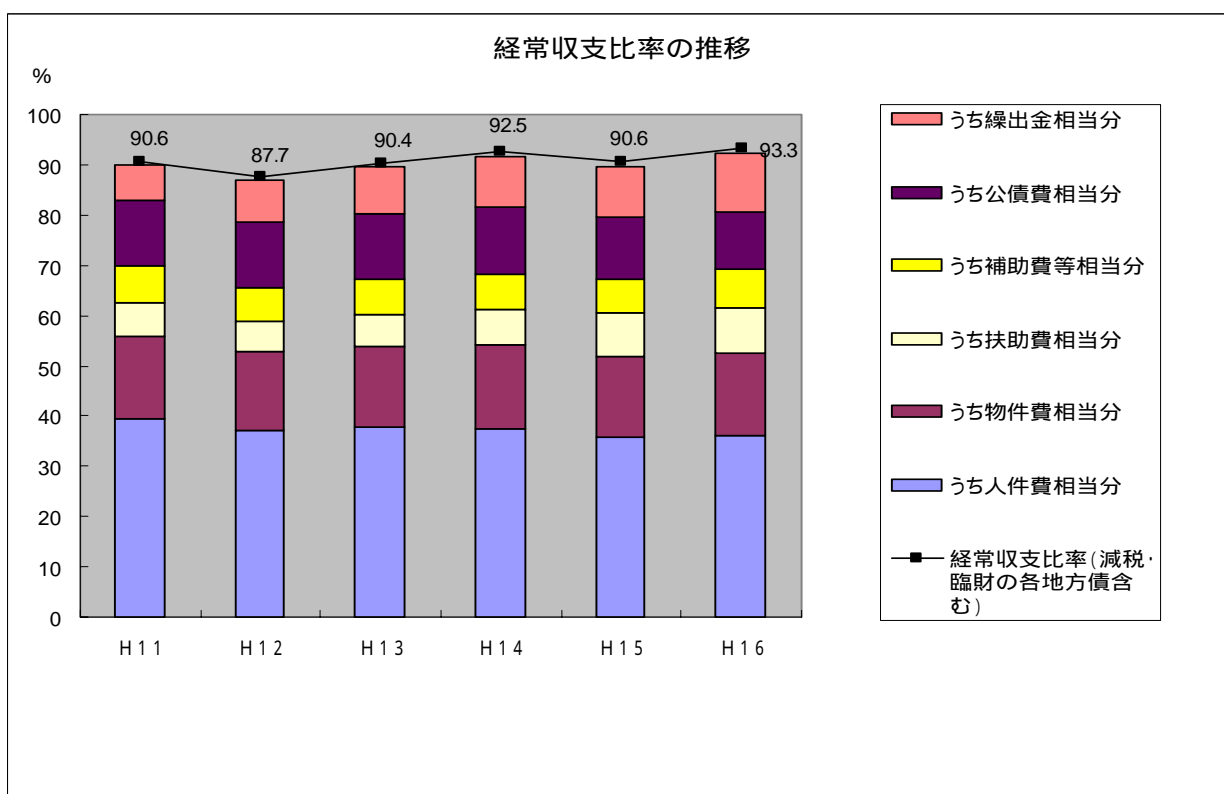
経常収支比率とは、財政構造の弾力性を判断するための指標で、市税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合を言い、比率が高いほど余裕財源がなく財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

一般に市町村では75%を超えないことが望ましいとされているが、本市においては90%超の水準にあり、財政の硬直化は深刻であると言える。

(単位 : 百万円 ・ %)

	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6
経常収支比率	90.6	87.7	90.4	92.5	90.6	93.3
経常一般財源総額	92,102	94,891	95,205	93,683	100,019	97,295
経常経費充当一般財源	83,452	83,242	86,036	86,669	90,610	90,752
うち人件費相当分	39.4	37.0	37.7	37.4	35.7	36.0
うち物件費相当分	16.3	15.9	16.3	16.8	16.3	16.4
うち扶助費相当分	6.8	6.0	6.3	7.1	8.4	9.1
うち補助費等相当分	7.5	6.5	6.8	6.9	6.9	7.6
うち公債費相当分	13.1	13.1	13.2	13.4	12.2	11.6
うち繰出金相当分	6.7	8.4	9.2	10.0	10.2	11.6

経常収支比率を算定する上で、経常一般財源総額には、減税補てん・臨時財政対策の各地方債を含む



(3) 最近の公債費負担比率の推移 (普通会計)

公債費負担比率とは、公債費に充当された一般財源の額が、一般財源総額に占める割合を言い、比率が高いほど借金返済に追われて財政状況に余裕がないことを表す。

一般に15%程度が警戒ラインであると言われている。本市においては現在のところ比較的良好な水準を保っているが、引き続き現在の水準を維持するように努める必要がある。

(単位：百万円・%)

	H11	H12	H13	H14	H15	H16
公債費負担比率	11.4	11.8	11.6	11.6	11.0	10.3
一般財源総額	105,219	105,529	108,439	108,143	111,442	109,220
公債費充当一般財源	12,018	12,411	12,584	12,517	12,217	11,236

(4) 最近の財源調整基金の推移

財源調整基金とは、各年度間の財源の不均衡を調整するための積立金である。経済不況や災害などによる予測し難い財政負担増に備えておくべき性格のものであり、長期的な視野から運用を考えなければならない。

本市においては、平成16年度末残高が約100億円、平成17年度末残高見込みが約73億円であるが、平成18年度当初予算においては53億円を取り崩し、歳入として見込まざるを得ない状況である。

さらに平成9年度以降、病院などの他会計・基金から65億円の借り入れを行っており、返済する必要がある。

(単位：百万円)

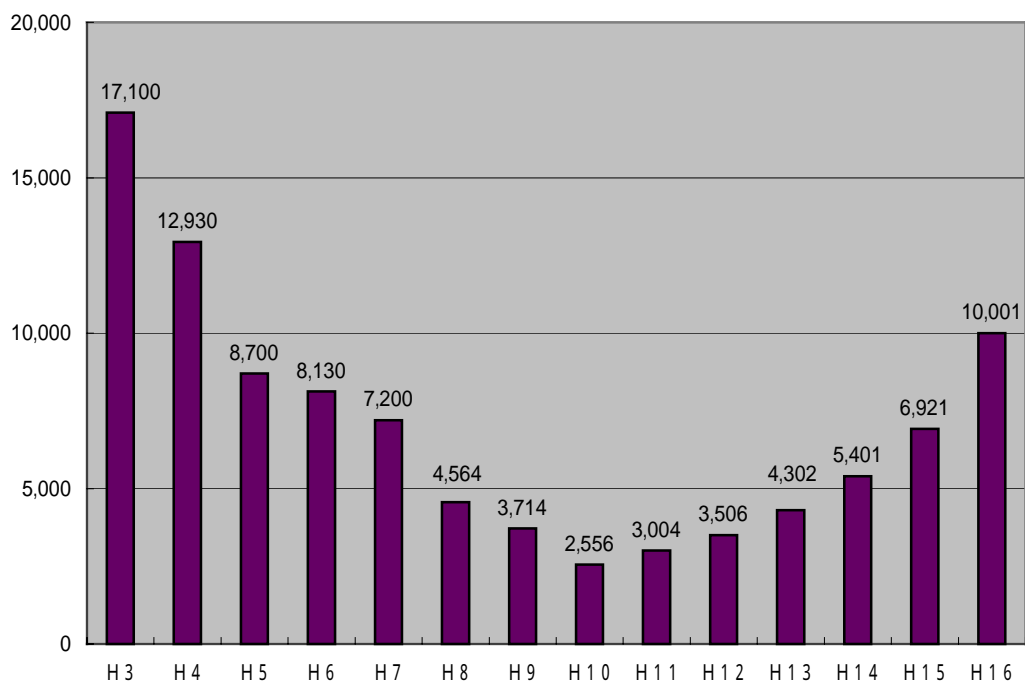
	H11	H12	H13	H14	H15	H16
前年度末現在高	2,556	3,004	3,506	4,302	5,401	6,921
当該年度積立額	4	6	2	1	1	1
当該年度取崩額	0	0	0	0	0	1,000
前年度決算剰余金積立額	444	496	794	1,098	1,519	4,079
当該年度末残高	3,004	3,506	4,302	5,401	6,921	10,001

(参考)

他会計等借入額累計	3,000	3,000	5,200	6,500	6,500	6,500
他会計等から借入をしなかった場合の当該年度末残高	4	506	898	1,099	421	3,501

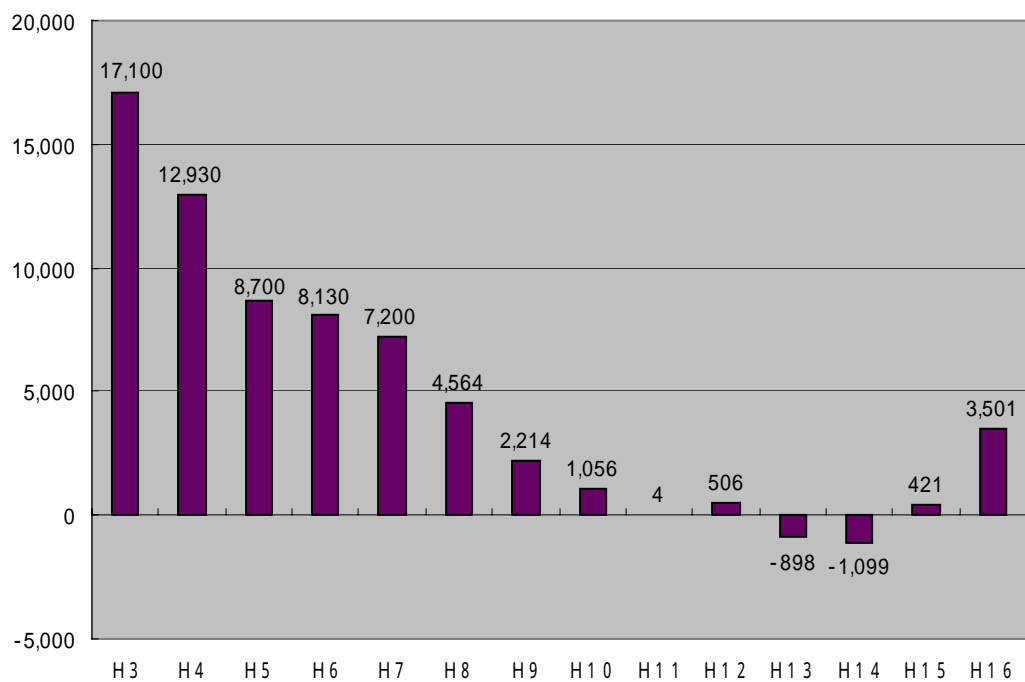
百万円

財源調整基金年度末残高



百万円

他会計等から借入をしなかった場合の財源調整基金年度末残高



(5) 最近の地方債等の年度末残高の推移 (一般会計)

地方債とは、地方財政法第5条のなかで一定の事業について特例的に認められている借入金を言う。本来、地方公共団体が一般会計年度を超える借り入れを行うことは認められていないが、臨時突発的な多額の出費を要する事業や将来の住民にも経費負担してもらう必要がある事業などには、地方債(いわゆる5条債)の発行が認められている。

また、いわゆる5条債のほか、臨時財政対策債や減税補てん債などの赤字補てん債も認められている。

本市においては、過去の建設にかかる地方債発行額が少なかったため、人口1人当たりの地方債現在高は比較的少ないが(196,476円、全国市町村平均は466,109円、千葉県市町村平均は332,957円、平成16年度決算ベース)、今後とも後年度の財政負担の増大を招かぬよう、その発行には慎重を期す必要がある。

また、前述の通り、他会計・基金からの借入金も返済する必要がある。

(単位：百万円)

	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6
地方債	109,441	106,051	105,555	108,088	111,284	112,966
病院事業会計借入金	1,500	1,500	3,000	3,800	3,800	3,800
市場事業会計借入金	0	0	700	1,200	1,200	1,200
土地開発基金借入金	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
合 計	112,441	109,051	110,755	114,588	117,784	119,466

(参考) その他の地方債等の年度末残高

(単位：百万円)

	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6
下水道事業特別会計	105,155	111,281	116,363	121,082	123,692	124,591
船橋駅南口市街地 再開発事業特別会計	15,280	15,782	16,430	16,565	15,759	14,865
母子寡婦福祉資金 貸付事業特別会計					38	72
公共用地先行取得 事業特別会計						61
病院事業会計	13,277	13,089	13,378	13,105	12,869	12,481
中央卸売市場事業 会計	3,645	3,539	3,377	3,210	3,037	2,867
合 計	137,356	143,691	149,548	153,961	155,395	154,937

(6) 市税と義務的経費・投資的経費の推移

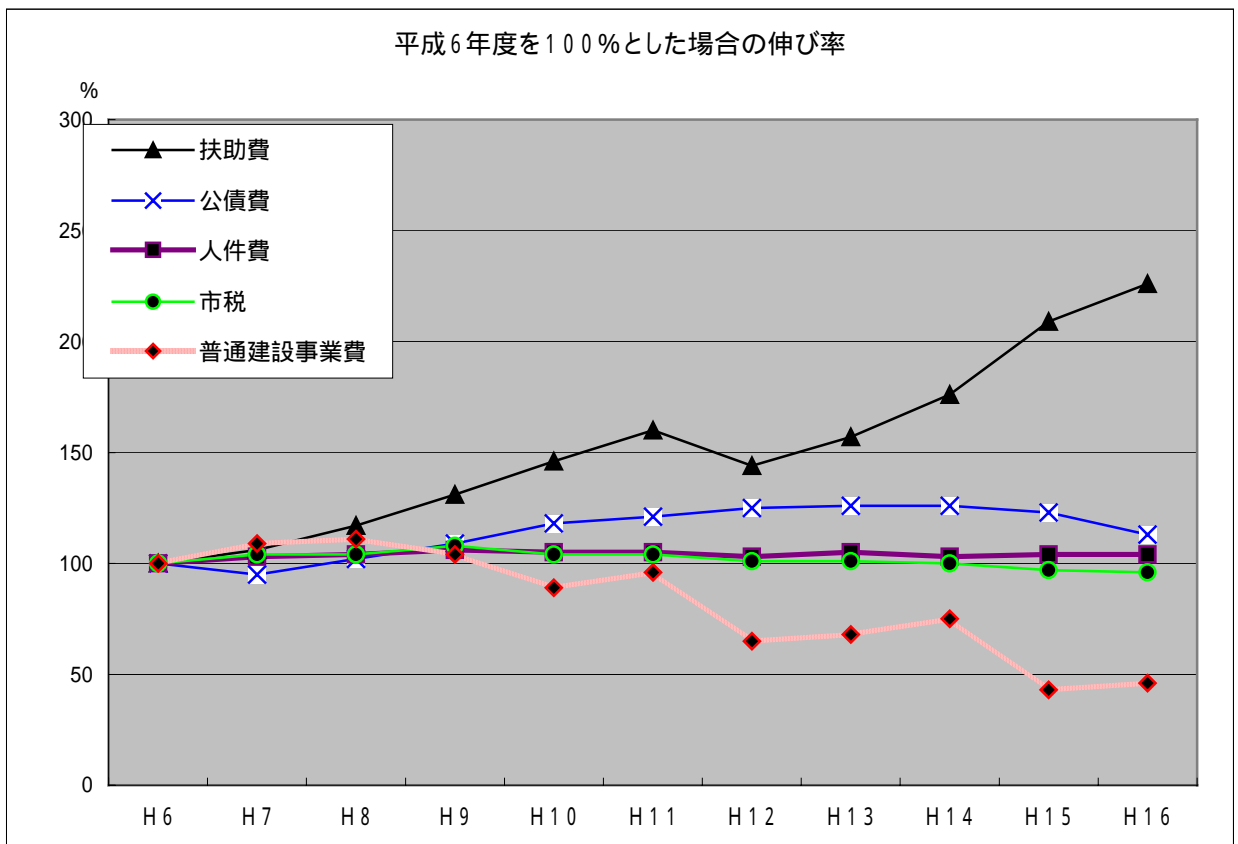
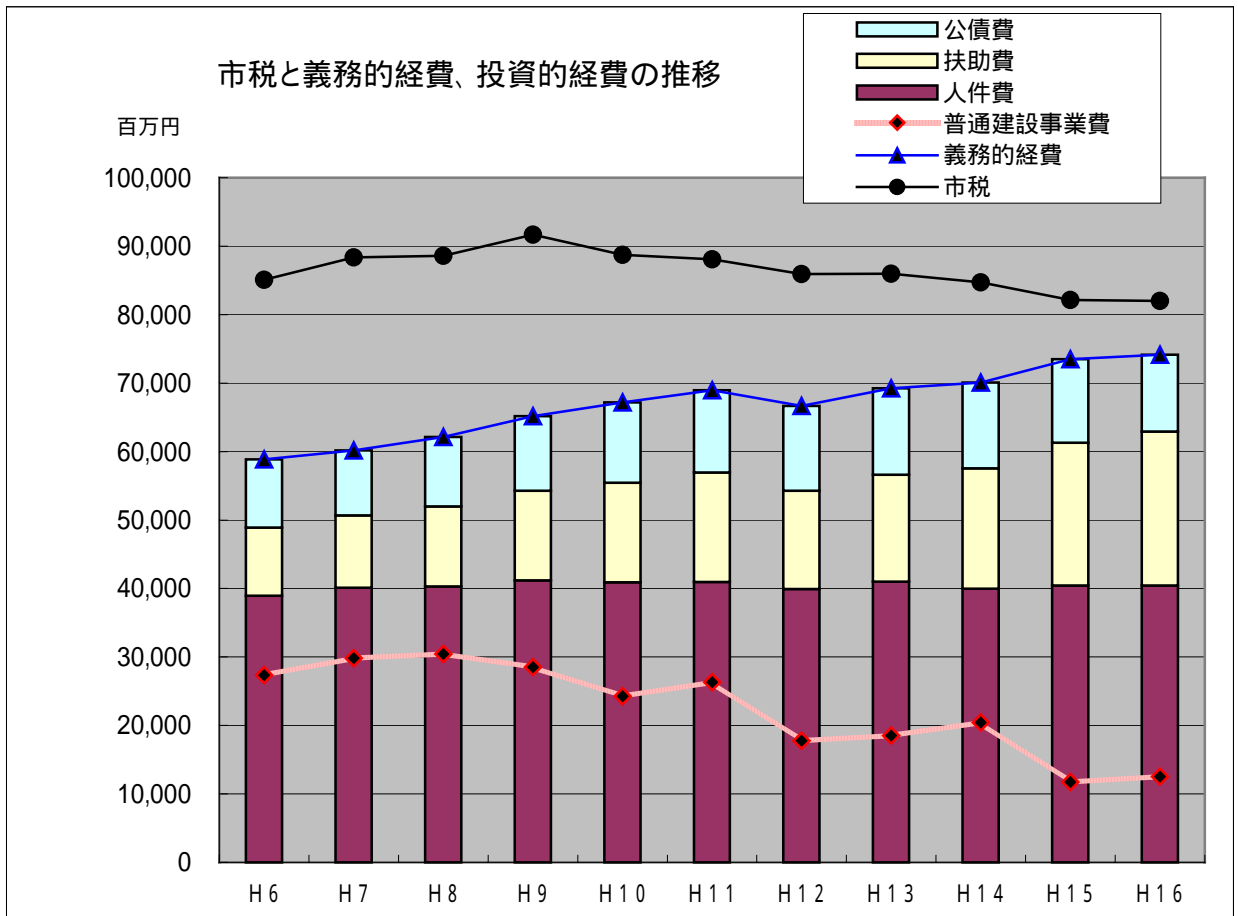
平成6年度を基準(100%)として、平成16年度の税収と支出の増減を比較すると、市税の額が96%と減っているにもかかわらず、義務的経費は増加しており(扶助費が226%、公債費が113%、人件費が104%)、反面、投資的経費である普通建設事業費を46%まで減らさざるを得なくなっている。

義務的経費の中で大きな割合を占める人件費については、職員数の計画的削減や給与・手当の見直しなどにより、近年ほぼ横ばいに押さえているが、他自治体との相对比较では、依然として人口当たり職員数・給与水準とも高いことから、人件費比率も高い状況である。今後、より一層の人件費抑制に努める必要がある。

また、扶助費が特に大きく増加しているのは生活保護・少子高齢化対策などが要因であり、やむを得ないところであるが、他の経費を削減して扶助費に振り向けることが限界に近づいていることから、真に必要な事業か否かの取捨選択を行い、抑制する必要がある。

(単位：百万円・%)

	市税		人件費		扶助費		公債費		義務的		普通建設	
	合計	伸率		伸率		伸率		伸率	経費計	伸率	事業費	伸率
平成6年度	85,086	100	38,931	100	9,970	100	9,952	100	58,853	100	27,356	100
平成7年度	88,351	104	40,111	103	10,585	106	9,492	95	60,188	102	29,832	109
平成8年度	88,597	104	40,300	104	11,675	117	10,178	102	62,153	106	30,431	111
平成9年度	91,699	108	41,180	106	13,082	131	10,897	109	65,159	111	28,508	104
平成10年度	88,719	104	40,928	105	14,514	146	11,740	118	67,182	114	24,284	89
平成11年度	88,097	104	40,962	105	15,966	160	12,030	121	68,958	117	26,328	96
平成12年度	85,932	101	39,914	103	14,349	144	12,414	125	66,677	113	17,753	65
平成13年度	85,979	101	41,009	105	15,626	157	12,584	126	69,219	118	18,529	68
平成14年度	84,714	100	39,974	103	17,593	176	12,517	126	70,084	119	20,414	75
平成15年度	82,155	97	40,441	104	20,835	209	12,218	123	73,494	125	11,742	43
平成16年度	81,986	96	40,425	104	22,507	226	11,236	113	74,168	126	12,528	46



2 船橋市の中期的な財政見通しについて

景気の動向および地方財政に関する三位一体改革の影響等による歳入総額の予測は難しいが、従来からの課題である少子高齢化対策等に加えて、地方自治体として取り組むべき新たな行政課題も生じており、さらに近い将来、清掃工場や学校等、既存施設の建て替え等も必要になることから、今後も厳しい財政状況が続くと予測される。

平成18年度当初予算をベースにして、平成18～21年度の向こう4年間の歳入・歳出を推計してみると、財源調整基金の活用を決算の実状に合わせて仮定しても、行財政の更なる効率化等により歳出を抑えていかないと、4年間の予算ベースで55億円を超える財源不足が生ずると見込まれる。

(次ページの表を参照。なお、この推計には、職員の配置体制の見直しや委託の推進による定員適正化計画の実施効果である人件費削減の見込みを既に織り込んでいる。)

様々な市民ニーズに対応しながら船橋市の将来に向けた取り組みを続けるためには、よりしっかりした財政基盤を確立することが不可欠であり、引き続き行財政改革を進める必要がある。

中期財政見通し

現行の財政制度による平成18～21年度の一般会計の財政見通しについて、下表のとおり推計する。

(単位:百万円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	18～21年度
歳入総額	146,400	148,881	143,290	145,388	583,959
市税	85,900	91,620	92,731	92,608	362,859
国県支出金	18,751	20,302	19,245	20,441	78,739
財源調整基金繰入金	5,300	5,500	4,300	4,500	19,600
市債	9,950	10,073	6,404	7,127	33,554
使用料及び手数料	3,935	3,983	3,987	4,007	15,912
その他	22,564	17,403	16,623	16,705	73,295
歳出総額	146,400	150,820	144,254	148,057	589,531
義務的経費	77,523	79,075	79,194	80,409	316,201
(人件費)	39,871	40,819	39,946	40,120	160,756
(扶助費)	25,115	25,926	26,859	27,751	105,651
(公債費)	12,537	12,330	12,389	12,538	49,794
普通建設事業	16,207	18,720	11,016	12,841	58,784
その他	52,670	53,025	54,044	54,807	214,546
収 支	0	1,939	964	2,669	5,572

市税については、平成18年1月18日の経済財政諮問会議において内閣府が提出した参考試算の名目成長率を参考に試算している。

財源調整基金繰入金は、近年、当初予算に計上はするものの、決算において予算計上満額の繰り入れを行っていない状況であり、決算剰余金の積立を考慮すると、各年度の基金減少額が10億円程度に止まるものと見込み、各年度に計上している。

臨時財政対策債は現行制度上18年度で終了するが、19年度以降も暫時同様の財源対策が行われると想定して、19年度は18年度の臨時財政対策債の予算計上額の9割程度、20年度は8割程度、21年度は7割程度を計上している。

職員配置体制の見直しや委託の推進による定員適正化計画の実施、およびその効果である人件費削減の見込みを織り込んで推計している。

3 財政健全化プランの改定について

(1) 現在の行政改革への取組

本市では現在、危機的な財政状況を背景に独自に策定した「財政健全化プラン」(平成15年10月策定)に基づいて、積極的に行政改革に取り組んでいる。

平成16年度においても、職員配置体制の見直しによる人員削減など、一定の効果をあげているところである。

(2) 財政健全化プラン改定の趣旨

平成17年3月に総務省より「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が通知された。

今日の厳しい社会情勢のなかでは、行政運営の見直しは日々行う必要があるため、本市においても同指針の通知を受けて、参考に取り入れられる点がないかどうかを検討したところ、行政改革の主要事項については既に取り組んでいるところであるが、以下のような点を取り入れることにより、分かりやすさの向上に資すると考えられたため、今般「財政健全化プラン」を改定するものである。

主な改定内容

事務事業の見直しや民間委託等の推進を図るスキームの策定

これまでも個別の事務事業の見直しや民間委託等は進めており、その理由についても明示してきた。

しかし、全ての事務事業を評価する基準や、その基準に基づいて検討を進めるフロー、外部の意見を取り入れる仕組み等は策定していなかった。

そこで、今般これら一連のスキームを策定することにより、事務事業の見直しや民間委託等を図る考え方が分かりやすくなるように努める。

計画期間の再設定

総務省からの上記通知では、全国の自治体に平成17～21年度を計画期間とする計画の策定が助言されており、本市においても他の自治体と同様の計画期間とした方が比較対照に便宜であるため、平成16～19年度としている現行の「財政健全化プラン」の計画期間を、平成17～21年度に再設定する。

4 財政健全化プラン推進項目について

(1) 定員の適正化について

定員適正化計画の改定について

本市では数次の行財政改革により、平成7年度のピーク後は、平成15年度を除く毎年度、職員数を減少させているが、平成16年度現在で人口43万人以上の市(類似団体)の平均と比較すると、普通会計全体で221人(5.5%)の超過となっている。

特に小部門で比較すると、保育園、その他の社会福祉施設、公民館において類似団体を大きく超えている。

職員数は各地方公共団体ごとのサービスとの関係もあり、多い少ないを一概に論ずることは困難であるが、類似団体との比較は定員の適正化を進める上での一つの指標であり、類似団体と比較して5.5%職員数が多いことは、財政を硬直化させている要因の一つであると言える。

また、本市と同様に、類似団体においても同時に定員削減に取り組んでいることをも踏まえて、比較数値の超過を少なくするように努める必要がある。

そこで、現在実施中の定員適正化計画(計画期間:平成15年4月1日~平成20年4月1日、削減目標:250人)を、計画期間:平成17年4月1日~平成22年4月1日、削減目標:350人と改定し、着実な実施に努める。

委託の推進、非常勤職員・臨時職員等の活用について

まず、現在市が行っている事務事業の見直し、組織・機構の簡素化、IT化の促進等、事務の効率化を進め、定員の削減を図る。

さらに、今後も市が行う事務事業について、船橋らしさの維持に配慮しつつ、常勤職員でなければ本来の市民サービスを提供できないのかどうかを検討し、委託の推進、非常勤職員・臨時職員等の活用を図る。

人材の確保について

職員採用にあたっては、専門的知識・資格・経験を持つ人を中途採用するなど、有能な人材の確保に努めるとともに、人材の育成にも力を入れて、市にとって大切な資源である職員を最大限に活用していく。

中長期的な課題としては、任期付採用や、国の動向を見ながら短時間勤務職員の採用など、多様な雇用形態の導入について検討していく。

再任用制度について

定年退職者の再任用制度については、今後退職者が増えるとともに、任用期

間が5年まで延びることにより、再任用職員の大幅な増加が予想されることから、その活用方法の見直しを図り、職務・職責との均衡や他の自治体・民間の再任用・再雇用の状況等を勘案しながら再検討する。

(2) 委託の推進について(指定管理者制度の活用を含む)

公共施設や業務の委託については、公共性・行政責任が確保でき、かつ市の職員が自ら行う必要がないもののうち、経費節減が図れるもの、サービス水準を維持又は向上できるもの、専門性が必要とされるもの等について積極的に推進しており、経費節減に加えて定員適正化の面からも一定の成果をあげているところである。

自治体でなければサービスを提供できなかった時代とは異なり、現代は必要な資源やノウハウを持った民間企業や社会福祉法人、NPO等も多数存在する。

また、国においても経済の活性化を図るため、規制緩和や制度改正などにより民間活力の活用を積極的に推進している。

さらなる経費節減と定員適正化のため「民間でできるものは民間で」という基本的な考え方に基づいて、一層広範囲のサービス提供を民間部門に委ねる。

委託の推進にあたっては様々な要素を詳細に検討し、検討内容も原則として公開することで、市民への説明責任を果たす。

なお、委託したとしても行政責任はあくまでも市にあることから、常に委託に伴う評価が必要であり、適正なサービスであるかどうかの検討や、より経費が安くて同じ効果が上がる手法の検討、経済性が先行して市民サービスや安全性、公共性等が希薄とならないような受託先の指導・育成などに留意する。

(3) 給与の適正化について

本市ではこれまで、県内他市に先駆けて調整手当を削減したほか、特殊勤務手当の見直し、退職手当の優遇制度の見直しなど給与の適正化を進めてきたが、平成16年度現在、給与水準は依然として国より2%高く、県内他市および全国の他の中核市と比較しても高い水準にあることから、引き続き適正化を図っていく。

また、事務の効率化および事業の見直しを図り、非常勤職員や臨時職員等の活用を推進し、あわせて時間外勤務手当の縮減を図るとともに、特殊勤務手当の見直しを進め、国が着手する抜本的な給与制度の見直し(給与構造改革)を参考に、本市の給与制度の見直しを図るなど、職員定数の削減とあわせて人件費総額の抑制に努める。

(4) 公営企業・特別会計・外郭団体のあり方について

市の会計は一般会計、特別会計、事業会計に区分されるが、本来、特定の収入で事業を運営すべき特別会計のいくつかについて、一般会計からの赤字補てん的な繰入金（一般会計側から見れば市税等の投入である繰出金）に依存して運営されているものや、事業としての将来性に欠けるものなどがある。これらの特別会計、事業会計については、一般会計からの繰入金が年々増加する傾向にあり、市の財政を圧迫する要因にもなっていることから、事業の見直しが必要な状況になっている。

国民健康保険事業について

国民健康保険事業については、高齢者や失業者、無職の若年者の増加などの社会的要因による被保険者数の大幅な増加に加えて、高齢化の進展、医療技術の進歩などにより医療費が激増している。その一方では、加入者の所得は減少する傾向が続き、保険料負担を抑制するための一般会計からの繰入金は増加傾向にあるが、今後の国民健康保険事業の推移見込みから考えると、繰入金は抑制していく必要がある。

また、本市の国民健康保険料は、応能負担分（被保険者の負担能力に応じた所得割）と応益負担分（受益に応じて負担する均等割）の割合が、平成16年度決算において72%：28%となっており、県内平均の63%：37%に比べて、福祉的配慮が高い設定になっているが、今後は被保険者間の負担の公平を図るため、応能負担分と応益負担分の割合を段階的に標準化することを検討する。

小型自動車競走事業について

収益事業である小型自動車競走事業は、昭和30年以来、本市財政に大きく貢献した時期もあったものの、平成9年度以降は一般会計への繰出を行えず、平成13年度以降は赤字が続き、平成16年度においては約1億8200万円の累積赤字決算となっている。

その間、赤字圧縮のため、従業員賃金や施設借り上げ料の引き下げ、さらに事業収支経営改善計画の策定、実施など諸々の経営努力を重ねてきたものの、売上が落ち込む傾向に歯止めがかからない状況にある。

このような状況から、事業の廃止まで含めて検討を重ねたところであるが、包括的民間委託という方法により、本市の一般会計へ負担をかけずに事業を継続できる見込みが立てられたので、平成18年4月より同委託を実施する。

下水道事業について

汚水処理の経費は使用料で賄うことが原則であるが、下水道事業は先行投資型事業であり、現在の使用者に現在の建設費全てを負担してもらうことは公平と言えない。また下水道事業では汚水のほか雨水も処理しているが、自然現象に起因する雨水処理の経費は公費で賄うことが原則である。これらのことから下水道事業の一部に市債や市の一般財源を充てることもやむを得ない。

さらに本市の下水道普及率は未だ低く（平成16年度末で52.5%、県内平均は62.5%、全国平均は68.1%）、資本費単価（資本費を有収水量で割ったもの）が割高となっており、スケールメリットを活かしきれていない現状にあることから、中期経営計画をもとに整備を進め、普及率向上に努める。

ただし、市費負担はできる限り抑制する必要があることから、「公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」および「公共事業コスト構造改革プログラム」等により効率的な整備を進める。また、使用料金の水準が適切であるかどうかの見直しを適宜行うとともに、平準化債を活用することで、受益者へは整備状況に合った負担を求め、市財政への負担も軽減するよう調整に努める。

病院事業について

医療センターは東葛南部医療圏で2つしかない3次救命救急センターの1つであるなど、地域の中核的基幹病院であり、不採算な救命救急部門および高度医療部門を担う公的病院であることから、不採算部門への市費負担もやむを得ない。

しかし、経営改善により市費負担の抑制を図る必要があるため、有識者や市民代表等による委員会を設置し、病院の将来のあり方について検討のうえ、中期経営計画を策定する。

中央卸売市場事業について

中央卸売市場事業については、取引方法の変化などにより取扱高が減少しているが、生産者から消費者への流過程において大きな公的役割を担っていることから、ある程度の市費負担もやむを得ない。

しかし、経営改善により市費負担の抑制を図る必要があるため、「将来ビジョン研究委員会」を設置し、今後の方向性やあり方について調査・研究のうえ、中期経営計画を策定する。

外郭団体について

外郭団体については、福祉、文化、レクリエーション等の行政サービスを補完する役割を担ってきたことから、市が補助金等の交付や職員の派遣を行ってきた。

しかし、今日ではNPOや民間事業者が外郭団体の担ってきた分野に参入するなど、外郭団体を取り巻く環境にも大きな変化が生じている。

外郭団体については、そのあり方や担うべき役割を点検し、より一層効率的・効果的な事業運営を図っていくために、市において見直しの基本方針を定めるとともに、その方針に基づき具体的に見直しを進めるように指導していく。

(5) 受益者負担の適正化について

利用量や利用頻度が人により異なる行政サービスについては、公平性の観点から、基本的にはそのサービスを受ける人に、その受益に応じて経費を負担してもらうべきである。

ただし、サービスの性質によっては、公費で負担して都度都度の受益者負担を求めないか、求めても低額に抑えるべきものもある。

また、原則として受益者負担を求めるべきサービスでも、低所得者層の生活への配慮や施策の充実という政策判断により、負担の軽減を考慮した方が良い場合がある。

そこで、それぞれのサービスの性質や社会情勢などを考慮しながら、受益者負担の適正化について個々に検討していく。

(6) 全般的な事務事業の見直しについて

本市では、これまでも数次の行財政改革により、事務事業の見直しについて一定の成果をあげてきた。

今後はさらに、全ての事務事業を評価する基準や、その基準に基づいて検討を進めるフロー、市民の意見を取り入れる仕組みなどを一連のスキームとして策定し、事務事業の見直しを図る考え方が分かりやすくなるように努める。

そして、このスキームに則して事務事業全般について逐次見直しを進め、限られた行政資源の最大限の有効活用を図っていく。

また、「公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」(平成17年12月一部改訂)および「公共事業コスト構造改革プログラム」(平成17年12月策定)を推進する。

(7) 市税等の確保について

市税の収納率はここ数年改善傾向にあり、平成16年度は7年ぶりに90%を回復したが、依然収納率は低く、滞納繰越分の縮減が大きな課題である。

この課題を解消し、新たな滞納の発生を防止するため、休日臨戸徴収、夜間

臨戸徴収などの特別滞納整理の実施、市税収納員および市税徴収指導員の活用など、徴収体制の充実に努めるとともに、差し押さえた不動産の公売についても実施しているところである。

本市の歳入の根幹をなす市税収入を確保するため、課税対象の正確な把握と確実な徴収に努めるとともに、特に滞納分の徴収については、市民の不公平感を解消する上でも重要であることから、悪質な滞納者に対しては、差し押さえや公売をさらに進め、厳しく対処していく。

特に今後は、国と地方との関係における、いわゆる三位一体の改革により、国から地方へ税源が移譲され、市税収入を確保できるか否かにより本市財政に及ぶ影響も増大するため、これまでも増して確実な徴収に努める。

また同様に、公営住宅使用料、下水道使用料、国民健康保険料、保育料などについても収納率の向上を図っていく。

（８）扶助費の見直しについて

少子高齢化対策や生活保護世帯をはじめ、支援を要する市民の数が増加し、これに伴う扶助費が急激に増加している。

扶助費は平成６年度と比較して２．２６倍に増加している一方、扶助費以外の経費については、その財源を扶助費に振り向けている結果、普通建設事業費をはじめ、かなりの落ち込みとなっている。

従来から本市は、質・量ともに充実した福祉を目指してきた。この姿勢は今後も基本的に維持していきたいが、扶助費の増加が財政硬直化の大きな要因となっていることや、他の経費を削減して扶助費に振り向けることが限界に近づいていることから、市単独で行っている事業や国・県の基準を上回って行っている事業のうち、他市の水準と比較して突出しているものについては、今後も継続していくべきサービスであるのか、その水準が適切であるのかを見極め、縮小・削減を図っていく。

また、限られた財源を真にサービスを必要とする人に振り向けるため、新たに所得制限等を設けることや、既に所得制限を設けているものについては、制限の基準が適正であるか、他のサービスと均衡がとれているか、重複していないかなどを精査していく。

その際、サービスや所得制限の創設の経緯や社会状況などを十分勘案した上で、個々のサービスごとに判断していくこととする。

さらに、今後、医療や介護などの義務的な経費がますます増加することを考えると、従来の給付型のサービスから予防や社会的自立を支援するサービスへ重点を移すとともに、ボランティア団体など地域の人的資源と協働、共助の精神で協力しながら進めていくことに留意する。

5 プランの推進にあたって

(1) 財政の健全化について

本市の経常収支比率は、平成16年度決算で93.3%と高い数値となっており、このことは人件費や扶助費などの義務的な経費が多く、建設事業などの投資的経費に回せる財源が少ないという、かなり硬直化した財政状況であることを示している。

今後の財政見通しから、経常収支比率はますます高まることが予測されるが、将来にわたり持続可能な健全財政を確立するために、市税などの確保、人件費の削減、公債費の抑制、事務事業の見直し等により85%に引き下げることが目標とする。

財政の健全化を測るもう一つの指標である公債費負担比率は、15%程度が警戒ラインであると言われているが、本市は平成16年度決算で10.3%と比較的良好な水準を保っている。社会資本整備・再整備のニーズは依然高く、その財源のうち市債の占める割合が今後は高まるものと予想されるが、市債の安易な発行は後年度の財政負担を増すことになるので、引き続き現在の水準を維持するように努める。

(2) 事務事業の見直しや民間委託等の推進を図るスキームの策定

限られた行政資源の中で質・量ともに増大していく新たな行政ニーズに的確に対応していくためには、全ての行政サービスのあり方を根本的に見直していく必要がある。

これまでも個別の事務事業の見直しや民間委託等は進めており、その理由付けについても明示してきたが、全ての事務事業を評価する基準や、その基準に基づいて検討を進めるフローなどは策定していなかった。

そこで、今般これら一連のスキームを策定し、事務事業の見直しや民間委託等を図る考え方が分かり易くなるように努める。

また、市民の意見を取り入れる仕組みをスキーム上に位置付け、開かれた議論を基にした行政改革を進めていく。

財政健全化プラン(改定版)推進細目

(1) 定員の適正化について

実施するもの(実施したもの)

項目	見直しの概要	実施年度					担当課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
定員の適正化	定員適正化計画期間内(平成17年4月1日～平成22年4月1日)に約350人の常勤職員の削減に努める	実施	実施	実施	実施	実施	行政管理課、教、総務課
児童ホーム職員の配置体制の見直し	非常勤職員・臨時職員の活用等により、常勤職員数の削減を図る	実施					行政管理課、児童育成課
学校事務の配置体制の見直し	非常勤職員・臨時職員の活用等により、常勤職員数の削減を図る	実施	実施				教、総務課
その他職員の配置体制の見直し	その他の業務執行体制を見直し、非常勤職員・臨時職員の活用等により、常勤職員数の削減を図る	実施	実施	実施	実施	実施	行政管理課、教、総務課
救急救命士有資格者の採用	救急救命士有資格者を採用する	実施	実施	実施	実施	実施	消防局

引き続き検討するもの

項目	見直しの概要	実施年度					担当課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
公民館職員の配置体制の見直し	運営方法の見直し等により、職員数の削減を図る						教、総務課、社会教育課
図書館職員の配置体制の見直し	非常勤職員・臨時職員の活用等により、常勤職員数の削減を図る						教、総務課、社会教育課
職員の中途採用の導入	専門的知識・資格・経験者の中途採用を導入する						職員課
再任用職員制度の運用の見直し	再任用職員の活用方法を見直す						職員課
職員採用形態の見直し	任期付採用や短時間勤務職員の採用を導入する						職員課、行政管理課

(2) 委託の推進について(指定管理者制度の活用を含む)

実施するもの(実施したもの)

項目	見直しの概要	実施年度					担当課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
1公の施設 レクリエーション・スポーツ施設							
ふなばし三番瀬海浜公園	指定管理者制度を導入する		実施				商工振興課
総合体育館	指定管理者制度を導入する		実施				生涯スポーツ課
武道センター	指定管理者制度を導入する		実施				生涯スポーツ課
体育施設管理事務所	施設管理業務を一部委託する				実施		生涯スポーツ課

項目	見直しの概要	実施年度					担当課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
基盤施設							
本町駐車場	指定管理者制度を導入する		実施				まちづくり政策課
アンデルセン公園	指定管理者制度を導入する		実施				みどり管理課
馬込衛生管理事務所	施設管理業務委託の拡大を図る					実施	環境衛生課
西浦下水処理場	施設管理業務を一部委託する	実施	実施				西浦下水処理場
高瀬下水処理場	包括的民間委託を実施する	一部実施					高瀬下水処理場
文教施設							
勤労市民センター	指定管理者制度を導入する		実施				商工振興課
市民ギャラリー	指定管理者制度を導入する		実施				文化課
茶華道センター	指定管理者制度を導入する		実施				文化課
医療・社会福祉施設							
リハビリテーション病院	指定管理者制度を導入する				実施		健康政策課
精神障害者地域生活支援センター	指定管理者制度を導入する		実施				保健予防課
中央老人福祉センター	指定管理者制度を導入する	実施					高齢者福祉課
西老人福祉センター	指定管理者制度を導入する	実施					高齢者福祉課
東老人福祉センター	指定管理者制度を導入する	実施					高齢者福祉課
北老人福祉センター	指定管理者制度を導入する	実施					高齢者福祉課
南老人福祉センター	指定管理者制度を導入する	実施					高齢者福祉課
特別養護老人ホーム朋松苑	指定管理者制度を導入する		実施				高齢者福祉課
北老人デイサービスセンター	指定管理者制度を導入する		実施				高齢者福祉課
西老人デイサービスセンター	指定管理者制度を導入する		実施				高齢者福祉課
三山老人デイサービスセンター	指定管理者制度を導入する		実施				高齢者福祉課
南老人デイサービスセンター	指定管理者制度を導入する		実施				高齢者福祉課
朋松苑デイサービスセンター	指定管理者制度を導入する		実施				高齢者福祉課
光風みどり園	指定管理者制度を導入する	実施					障害福祉課
身体障害者福祉ホーム若葉	指定管理者制度を導入する		実施				障害福祉課
知的障害者更生施設北総育成園	指定管理者制度を導入する		実施				障害福祉課
さざんか学園	指定管理者制度を導入する				実施		障害福祉課
ケアハウス市立船橋長寿園	指定管理者制度を導入する		実施				ケア・リハビリセンター
夏見母子ホーム	指定管理者制度を導入する		実施				児童家庭課
保育園	一部の園で指定管理者制度を導入する				実施	実施	保育課

項目	見直しの概要	実施年度					担当課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
2 その他の施設・事務							
小型自動車競走事業	包括的民間委託を実施する		実施				公営競技課
分析センター	水質分析業務を全面委託する		実施				環境保全課
公園施設維持管理業務委託	清掃業務について、町会・自治会等への委託を推進する	実施	実施	実施	実施	実施	みどり管理課
小学校給食調理業務	業務を委託する (ウェットシステム施設において ドライ運用での委託を検討する)	実施	実施	実施	実施	実施	保健体育課
その他							
委託化に伴う評価	委託を実施する、実施しているものについて、サービス・価格・受託者指導等の観点から評価を行う	実施	実施	実施	実施	実施	企画調整課

引き続き検討するもの

項目	見直しの概要	実施年度					担当課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
身体障害者福祉作業所太陽	指定管理者制度を導入する						障害福祉課
豊寿園	指定管理者制度を導入する						豊寿園
計量検査業務	指定期検査機関へ委託する						消費生活課
塵芥収集業務	塵芥収集委託率を引き上げる						環境部
高瀬下水処理場	包括的民間委託を完全実施する						高瀬下水処理場
市民文化ホール	指定管理者制度を導入する						文化課、 市民文化ホール
文化創造館	指定管理者制度を導入する						文化課、 文化創造館

(3) 給与の適正化について

実施するもの(実施したもの)

項目	見直しの概要	実施年度					担当課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
給与構造改革	給与構造を抜本的に見直す						職員課
退職時特別昇給の見直し	退職時の特別昇給を見直す	実施					職員課
住居手当の見直し	住居手当の支給要件を見直す	実施					職員課

引き続き検討するもの

項目	見直しの概要	実施年度					担当課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
給与水準の適正化	給与水準の適正化に努める						職員課
時間外勤務手当の縮減	事務の効率化等により時間外勤務を縮減する						行政管理課、 職員課、各課
年功序列的処遇制度の見直し	年功序列的な処遇制度を見直す						職員課
退職手当の見直し	退職手当を見直す						職員課
特殊勤務手当の見直し	特殊勤務手当を見直す						職員課

(4) 公営企業・特別会計・外郭団体のあり方について

実施するもの(実施したもの)

項目	見直しの概要	実施年度					担当課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
小型自動車競走事業(再掲)	包括的民間委託を実施する		実施				公営競技課
病院事業	中期経営計画を策定する			実施			医療センター
中央卸売市場事業	中期経営計画を策定する			実施			中央卸売市場
下水道事業	中期経営計画を策定する 使用料の適正化を図る	実施	実施				下水道管理課
外郭団体	外郭団体の統廃合・整理等見直しに関する総合的な指針・計画を策定する		実施				行政管理課

引き続き検討するもの

項目	見直しの概要	実施年度					担当課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
国民健康保険事業	国民健康保険料の適正化を図る						国民健康保険課

(5) 受益者負担の適正化について

実施するもの

項目	見直しの概要	実施年度					担当課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
女性センター使用料	女性センター使用料を徴収する		実施				男女共同参画課
保育料	保育料の適正化を図る		実施				保育課
公民館使用料	公民館使用料およびその減免制度を見直し、適正な使用料を徴収する		実施				社会教育課

引き続き検討するもの

項目	見直しの概要	実施年度					担当課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
基本健康診査・がん・インフルエンザ本人負担金	本人負担金の適正化を図る						健康増進課
自転車等駐車場整理料	整理料の適正化を図る						交通安全課

(6) 全般的な事務事業の見直しについて

実施するもの(実施したもの)

項目	見直しの概要	実施年度					担当課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
事務事業の見直し等を図るスキームの策定	全ての事務事業を評価する基準や、その基準に基づいて検討を進めるフロー等を策定する	実施	実施				企画調整課
幼児用補助装置貸出事業	廃止を含め事業運営を見直す				実施		児童育成課
葬祭業務	祭壇の貸付業務のみに縮小する		実施				環境衛生課
選挙投開票業務	非常勤職員・臨時職員や人材派遣等を活用する	実施		実施		実施	選挙管理委員会事務局
公共事業コスト縮減	公共事業のすべてのプロセスでコストの縮減を図る	実施	実施	実施	実施	実施	技術管理課

引き続き検討するもの

項目	見直しの概要	実施年度					担当課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
情報処理業務	情報システムの最適化を図る						電子行政推進課
健康増進センター	事業を再構築、または廃止する						健康増進課
町会自治会館設置費補助金	設置費補助金の適正化を図る						自治振興課
焼却灰再資源化事業	事業運営を見直す						クリーン推進課
消防指令セクションの広域化	消防無線のデジタル化について広域的な連携を図る						消防局
移動図書館車運行管理業務	事業運営を見直す						社会教育課
小中学校の統廃合	過小規模校を統廃合する						教育委員会

(7) 市税等の確保について

実施するもの(実施したもの)

項目	見直しの概要	実施年度					担当課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
滞納整理の強化	差し押さえや公売等の強化を図る	実施	実施	実施	実施	実施	納税課
収納率の向上	市税、公営住宅使用料、下水道使用料、国民健康保険料、保育料などの収納率の向上を図る	実施	実施	実施	実施	実施	各課
口座振替利用率の向上	市税、公営住宅使用料、下水道使用料、国民健康保険料、保育料などの口座振替利用率の向上を図る	実施	実施	実施	実施	実施	各課

(8) 扶助費の見直しについて

実施するもの

項目	見直しの概要	実施年度					担当課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
小児慢性特定疾患治療研究事業	対象者に一部自己負担を求める		実施				障害福祉課

引き続き検討するもの

項目	見直しの概要	実施年度					担当課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
生活困窮家庭児童入学祝金	支給対象範囲を縮小する						児童家庭課
母子家庭児童入学・就職祝金	廃止を含め事業を見直す						児童家庭課
児童福祉施設入所措置費助成	廃止を含め事業を見直す						児童家庭課、障害福祉課
補装具給付費補助金(自己負担分)	廃止を含め事業を見直す						障害福祉課
ひとり暮らし老人無料入浴券交付	事業を見直す						高齢者福祉課
はり・きゅう・マッサージ等施術費助成	事業を見直す						高齢者福祉課

経費節減の累積財政効果額(試算)

(単位:百万円)

		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	計
歳入	税の徴収対策による効果	3	47	47	47	47	192
	受益者負担の適正化による効果		49	99	99	99	345
歳出	職員の配置体制の見直し等による効果	109	153	493	830	1,137	2,723
	委託の推進による効果	251	685	734	847	887	3,404
	給与の適正化による効果	98	98	98	98	98	489
	全般的な事務事業の見直しによる効果	3	40	43	40	43	168
	扶助費の見直しによる効果		119	119	119	119	476
合 計		465	1,192	1,633	2,079	2,428	7,796

各年度の効果額は、前年度までに取り組んだ推進細目の効果が当該年度まで継続している分を含む。

船橋市財政健全化プラン（改定版）

平成18年3月

船橋市企画部企画調整課

〒273-8501 船橋市湊町2丁目10番25号
047-436-2057